

千葉市ホームレスの自立の支援等に関する第2次実施計画（案）の概要

第1章 計画策定の趣旨及び計画期間

(1) 計画策定の趣旨

国では、平成14年8月に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」を制定し、さらに生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図ることを目的として、平成25年12月に「生活困窮者自立支援法」が公布されました。

本市では、平成19年3月に「千葉市ホームレスの自立の支援等に関する指針」、平成23年4月に「千葉市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」を策定し、本市の状況に応じた自立支援策を実施してきました。

実施計画策定後、市内のホームレス数は減少傾向にある一方で、毎年新たなホームレスが確認され、不安定な雇用情勢の中、仕事や住まいを失い、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある人々が潜在的に数多くいる状況があります。

本計画は、国の基本方針の改正（平成27年3月）や実施計画における施策の推進状況を踏まえ、本市におけるホームレスの実態に応じた施策を実施し、その自立を総合的に支援するために策定するものです。

(2) 計画期間

この計画は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

第2章 ホームレスの現状

市内のホームレス数は、平成27年8月の調査では36人となり、着実に減少しています。

市内のホームレスの実態は、年齢が50歳以上の男性が多くなっており、ホームレスとなった理由は、倒産・失業や仕事減等の経済的な理由が多くを占めています。

第3章 ホームレス施策の実施状況と評価

平成23年4月に策定した「千葉市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」において、以下の9項目の取り組みを掲げ、総合的な相談・支援体制の確立を図ってきました。

- ①ホームレスの継続的把握 ④保健及び医療の確保 ⑦緊急一時宿泊事業（シェルター）
- ②生活に関する相談・援助等 ⑤就業の機会の確保 ⑧ホームレスの人権の擁護
- ③安定した居住の場所の確保 ⑥緊急的援助 ⑨無料低額宿泊所への対応

各取り組みは概ね実施できたと評価していますが、実施してきた中での新たな課題として、

- ①ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある人に対する相談・援助体制の構築
- ②無届の無料低額宿泊所の増加による指導実施の必要性

などがあげられます。

第4章 第2次実施計画の基本的な考え方

(1) 基本目標

ホームレスの人々が自らの意思で、安定した生活を営み、ホームレス状態から脱却できるようにするとともに、地域社会とのつながりを形成し、自立した生活に定着できるようにする。

(2) 視点

- ホームレスが抱える複合的な課題に寄り添い、ともにその解決を目指す。
- ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある人の早期把握に努め、積極的な支援に取り組むことで、ホームレスとなることを未然に防止する。
- 関係機関や民間団体等との連携をさらに強化し、チームアプローチによる支援を推進する。

第5章 計画を推進する主な取り組み

※各施策の内容。◎:新規。下線部:変更・拡充。

1 継続的な把握と個々の状況に応じた相談・支援

- 自立相談支援事業を通じた現状把握と保健福祉センター、公園等の施設管理者や警察等の関係機関との連携による年2回の概数調査。
- 個々のホームレスごとのシートの作成・アセスメント、個別支援。
- 保健福祉センター等の関係機関との連携による夜間巡回相談の実施。
- 公園等の施設管理者と連携した、公共施設の適正利用の確保。

2 安定した住まいの確保

- 相談支援員等による、保証人が不要なアパート等の情報の収集及び提供による入居支援。
- ◎ 住居確保給付金の対象者要件に該当する場合は、その活用促進。
- 心身の状況等から、単身生活が困難と思われる人等の入居（所）先確保の支援。
- アパート等への入居後、社会生活復帰のための生活上の相談等による多面的なアフターフォロー。

3 保健及び医療の確保

- 相談支援員等による、関係機関との連携による具体的な心身状況の把握。
- 結核の疑いのある人への必要な支援、結核検診の実施方法の検討。
- 相談支援員による、無料低額診療施設の周知。
- アパート等に入居した人に対する、保健福祉センター内の連携による適切な保健衛生指導等の実施。

4 就労自立に向けた支援

- 千葉市ふるさとハローワークや千葉市自立・就労サポートセンターの周知。
- 事業者等に対する、千葉市ふるさとハローワークの取り組みの啓発。

5 ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある人への支援

- ◎ ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある人に対する、積極的な相談等の実施と各種自立支援策の活用促進。

6 緊急的援助

- 相談支援員による、緊急の場合の連絡先を周知。食料が不足しているホームレスに対する、民間支援団体と連携した非常食の配付等の支援。
- 洪水等の災害が予測されるときは、相談支援員が危険性の周知を行い、避難等を促す。
- 離職等で住宅を喪失した人等への対策である一時的な居所の確保について、一時生活支援事業（シェルター）の活用検討。

7 ホームレスの人権擁護

- 地域住民が集う機会等を通じた、ホームレス等の人権尊重啓発。
- 無料低額宿泊所における、入所者の尊厳の確保。

8 無料低額宿泊所への対応

- ◎ 無料低額宿泊事業の届出受付を平成28年度から再開。
- ◎ 無料低額宿泊所ガイドラインの改正とそのガイドラインに基づく施設運営・整備に関する厳格な指導。
- 全無料低額宿泊所に対する、立入調査や適切な施設運営や自立支援の取り組みに関する指導。

9 支援体制の構築

- ホームレスの自立支援施策の実施における、民間団体との協働の検討。